

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定により行った財政援助団体等監査の結果の報告を次のとおり公表する。

平成 29 年 2 月 24 日

盛岡市監査委員	工 藤 由 春
同	菊 池 秀 一
同	佐 藤 敬 三
同	八木橋 美 紀

第 1 監査の対象

地方自治法第199条第7項の規定により、監査の対象は、平成27年度中に当市が財政的援助を与えている団体（以下「財政援助団体」という。）、出資している団体（以下「出資団体」という。）及び公の施設の管理を行わせている団体（以下「公の施設の指定管理者」という。）とし、財政援助団体、出資団体及び公の施設の指定管理者のうち、次の団体（以下「財政援助団体等」という。）を対象とした。

- 1 財政援助団体は、平成27年度の補助等の額が100万円以上のもので、事業等に係る補助等を受けているもの又は運営等に係る補助等を受けているもののうち、次の1団体とした。

盛岡市中学校体育連盟（盛岡市中学校体育連盟運営事業費補助金）

- 2 出資団体は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第140条の7で規定するもののうち、次の2団体とした。

- (1) 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団（社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団出捐金）
- (2) 公益財団法人盛岡市動物公園公社（公益財団法人盛岡市動物公園公社出捐金）

- 3 公の施設の指定管理者は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき平成27年度において公の施設の管理を行わせているもののうち、次の2団体（3施設）とした。

- (1) 公益財団法人盛岡市体育協会（盛岡市総合プール）
- (2) 公益財団法人盛岡市文化振興事業団
 - ア（盛岡市洪民文化会館）
 - イ（盛岡市洪民公民館）

第2 監査委員の除斥

地方自治法第199条の2に規定する監査執行上の除斥に該当するため、八木橋美紀監査委員は、公益財団法人盛岡市文化振興事業団に係る監査について関与していない。

第3 監査の実施期間

- | | |
|--------------|--------------------------|
| 1 財政援助団体 | 平成29年1月26日から平成29年2月17日まで |
| 2 出資団体 | 平成29年1月19日から平成29年2月17日まで |
| 3 公の施設の指定管理者 | 平成29年1月24日から平成29年2月17日まで |

第4 監査の範囲

財政援助団体等に係る関係部課等の業務及び財政援助団体等の次に掲げる業務とした。

- 1 財政援助団体
補助対象事業の運営及び事業に係る出納その他の事務の執行に関すること。
- 2 出資団体
事務事業全般に係る出納その他の事務の執行に関すること。
- 3 公の施設の指定管理者
対象施設の管理に係る出納その他の事務の執行に関すること。

第5 監査の方法

- 1 平成28年度財政援助団体等監査実施計画に従い、補助金に関する調書、出資に関する調書、公の施設の管理に関する調書及び附属書類を関係部課等に提出を求め、必要に応じて関係職員から説明聴取を行うなど、一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠し、通常必要とされる監査手続によって監査した。
- 2 財政援助団体等に出向き当該団体の責任者等から事務事業、収支予算の執行状況、補助・出資・施設管理の実態等の説明を求めたほか、提示された会計処理に係る諸帳簿、証書類等の照合確認による検証を実施した。
- 3 監査に当たっては、次の点を重点項目とした。
 - (1) 財政援助団体
 - ア 交付決定手続に関すること。
 - イ 事務事業の執行に関すること。
 - ウ 補助等に係る実績及び成果に関すること。
 - (2) 出資団体
 - ア 出資の目的に関すること。

- イ 事業経営に関すること。
- (3) 公の施設の指定管理者
 - ア 条例等に関すること。
 - イ 協定に関すること。
 - ウ 管理費用に関すること。

第6 監査の結果

財政援助団体等に係る監査の結果は、次のとおりである。

- 1 補助金の交付申請等に関する一連の関係書類は、規則その他の定めるところに従いその要件が整っているものと認められた。
- 2 補助基準の運用及び補助金額の決定並びに補助金交付に関する手続は、根拠となる法令、規則及び契約書等に基づいて行われているものと認められた。
- 3 補助金及び出資金は、それぞれの目的・条件に沿って有効に使用され、また、運用されており、公共の福祉の充実に資するもので、財政的援助の公益上の必要性があるものと認められた。
- 4 公の施設の管理運営に係る協定等に関する一連の関係書類は、法令、条例及び規則その他の定めるところに従いその要件がおおむね整っているものと認められた。
- 5 指定管理料に関する手続は、協定書に基づいておおむね適正に行われているものと認められた。
- 6 公の施設の指定管理者による管理運営は、公の施設の設置目的に沿っておおむね適正に管理されているものと認められた。
- 7 各事業の執行に伴う会計処理の方法及び関係書類の作成は、会計諸規定に基づいて行われ、これら一連の処理状況はおおむね良好であると認められた。

以上のことから、特に是正改善を要する事項は見受けられなかったが、財政援助団体等の一部には、会計処理等について留意する事例が見られたので、事務処理に当たっては十分に注意されたい。

盛岡市中学校体育連盟

1 財政援助団体の所在地、名称及び代表者名

滝沢市穴口419番地 北陵中学校内
盛岡市中学校体育連盟
会長 下町 晃司

2 財政援助の目的

盛岡市中学校体育連盟は、中学校生徒のスポーツ活動の普及拡大を目的に事業展開を行っている団体であり、生徒の健全育成と競技力向上を図るため、各種スポーツ大会をより充実して行えるよう補助するものである。

3 補助金額等

盛岡市中学校体育連盟運営事業費補助金

補助金額	申請年月日	交付決定年月日	交付年月日
1,307,200 円	平成27年5月8日	平成27年5月11日	平成27年6月5日 1,307,200 円

4 監査の結果

当該補助金について、補助の対象となる当該団体の事業等が補助の目的に沿っておおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、一部の事務処理等について、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

【注意事項】

- 1 会計処理に当たり、特別会計の設置根拠が明らかでない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 2 会計処理に当たり、各大会運営費の支出内訳が明らかでない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団

- 1 出資団体の所在地, 名称及び代表者名
盛岡市若園町2番2号
社会福祉法人 盛岡市社会福祉事業団
理事長 瀧野常實

2 出資の目的

盛岡市社会福祉事業団は, 市立社会福祉施設等の受託経営を行い, 市と一体となって社会福祉事業の推進を図り, もって市民福祉の向上と増進に寄与することを目的に設立された団体であり, 公益上の必要性から寄附行為として基本財産を出資したものである。

3 出資金額等

社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団出捐金

設立年月日	出資年月日	出資金額	当市の出資割合
昭和49年3月29日	昭和49年3月30日	6,256,000 円	100.0 %

4 監査の結果

当該法人は, 出資の目的に沿っておおむね適正に経営されているものと認められた。
なお, 一部の事務処理等について, 次の事例が見られたので, 適正な事務の執行を求める。

【注意事項】

決算報告書の作成に当たり, 貸借対照表において, 事業団内部の「未収金」と「その他の未払金」が相殺されていない事例が見られたので, 適正な事務の執行を求める。

公益財団法人盛岡市動物公園公社

1 出資団体の所在地，名称及び代表者名

盛岡市新庄字下八木田60-18
公益財団法人盛岡市動物公園公社
理事長 船 水 義 一

2 出資の目的

盛岡市動物公園公社は，盛岡市動物公園の管理，動植物等に関する調査研究及び知識の普及等を行うことにより，自然に対する認識を深め，情操を育み，もって住民の福祉の増進に寄与することを目的に設立された団体であり，公益上の必要性から寄附行為として基本財産を出資したものである。

3 出資金額等

公益財団法人盛岡市動物公園公社出捐金

設立年月日	出資年月日	出資金額	当市の出資割合
昭和63年3月29日	昭和63年3月29日	30,000,000 円	100.0 %

4 監査の結果

当該法人は，出資の目的に沿っておおむね適正に経営されているものと認められた。
なお，一部の事務処理等について，次の事例が見られたので，適正な事務の執行を求める。

【注意事項】

- 1 決算報告書の作成に当たり，財務諸表に対する注記に必要な事項が記載されていない事例が見られたので，適正な事務の執行を求める。
- 2 会計処理に当たり，消費税と法人税の経理処理が異なっている事例が見られたので，適正な事務の執行を求める。
- 3 会計処理に当たり，年度末日の入園料保管額が貸借対照表に計上されていない事例が見られたので，適正な事務の執行を求める。

公益財団法人盛岡市体育協会

1 公の施設の指定管理者の所在地，名称及び代表者名

盛岡市上田三丁目17番60号
公益財団法人盛岡市体育協会
会長 長 澤 茂

2 管理を行う公の施設

盛岡市立総合プール

3 指定管理者による管理の目的

盛岡市立総合プールは，市民がスポーツを行ったり，又は観戦したりしながら気軽にスポーツを楽しむための場であり，スポーツ振興を推進する拠点の体育施設であることから，盛岡市体育協会を指定管理者とすることにより，施設の設置目的を効果的に達成しようとするものである。

4 指定管理料等

盛岡市立総合プール指定管理料

指 定 管 理 料	支 出 年 月 日	支 出 (戻入) 金 額
151,123,581 円	平成27年4月14日	19,436,000円
	平成27年6月12日	28,366,000円
	平成27年8月12日	22,090,000円
	平成27年10月14日	28,042,000円
	平成27年12月14日	35,072,000円
	平成28年2月12日	23,542,571円
	平成28年3月31日	5,424,990円

5 監査の結果

当該施設は，適切に管理され，設置目的に沿っておおむね適正に運営されているものと認められた。

なお，一部の事務処理等について，次の事例が見られたので，適正な事務の執行を求める。

【注意事項】

利用料金の徴収に当たり，還付することができる場合の規定が明確でないので，適正な事務の執行を求める。

公益財団法人盛岡市文化振興事業団

1 公の施設の指定管理者の所在地，名称及び代表者名

盛岡市盛岡駅西通2-9-1 マリオス5階
公益財団法人 盛岡市文化振興事業団
理事長 三浦 宏

2 管理を行う公の施設

盛岡市渋民文化会館（姫神ホール）

3 指定管理者による管理の目的

渋民文化会館は，市民の芸術文化の振興を図るため，芸術鑑賞や表現活動の発表の場など芸術文化活動の拠点施設であることから，盛岡市文化振興事業団を指定管理者とすることにより，施設の設置目的を効果的に達成しようとするものである。

4 指定管理料等

盛岡市渋民文化会館指定管理料

指定管理料	支出年月日	支出（戻入）金額
58,686,536 円	平成27年4月14日	14,961,634円
	平成27年7月14日	14,961,634円
	平成27年10月14日	14,961,634円
	平成28年1月14日	14,961,634円
	平成28年4月1日	1,160,000円

5 監査の結果

当該施設は，適切に管理され，設置目的に沿っておおむね適正に運営されているものと認められた。

なお，一部の事務処理等について，次の事例が見られたので，適正な事務の執行を求める。

【注意事項】

指定管理施設の管理に当たり，利用料金についての掲示が行われていない事例が見られたので，適正な事務の執行を求める。

公益財団法人盛岡市文化振興事業団

1 公の施設の指定管理者の所在地，名称及び代表者名

盛岡市盛岡駅西通2-9-1 マリオス5階
公益財団法人 盛岡市文化振興事業団
理事長 三浦 宏

2 管理を行う公の施設

盛岡市洪民公民館

3 指定管理者による管理の目的

洪民公民館は，区域内の住民のために，実際生活に即する教育，学術及び文化に関する各種の事業を行い，もって住民の教養の向上，健康の増進，情操の純化を図り，生活文化の振興，社会福祉の増進に寄与することを目的とする施設であることから，盛岡市文化振興事業団を指定管理者とすることにより，施設の設置目的を効果的に達成しようとするものである。

4 指定管理料等

盛岡市洪民公民館指定管理料

指定管理料	支出年月日	支出金額
24,994,928 円	平成27年4月14日	6,241,320円
	平成27年7月14日	6,241,320円
	平成27年10月14日	6,241,320円
	平成28年1月14日	6,241,320円
	平成28年3月30日	29,648円

5 監査の結果

当該施設は，適切に管理され，設置目的に沿っておおむね適正に運営されているものと認められた。

なお，一部の事務処理等について，次の事例が見られたので，適正な事務の執行を求める。

【注意事項】

指定管理施設の管理に当たり，利用料金についての掲示が行われていない事例が見られたので，適正な事務の執行を求める。